

国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>第1章 総則</p> <p>(目的及び効力)</p> <p>第1条 この規則は、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第89条及び東京農工大学職員就業規則第4条第2項の規定により、<u>国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)</u>の常時勤務を要しない職員(以下「非常勤職員」という。)の就業に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2章 人事</p> <p>第6条の3 前条の規定により期間の定めのない労働契約に転換した非常勤職員(以下「<u>期間の定めのない非常勤職員</u>」という。)については、引き続きこの規則を適用するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(労働契約の更新)</p> <p>第7条 非常勤職員の労働契約は、契約期間満了時の業務量、勤務成績・態度、能力、予算状況及び従事している業務の進捗状況等を勘案し、原則として<u>当初の採用日から3年を超えない範囲内において更新</u>することができるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>有期の教育・研究プロジェクト等において教育又は研究の業務に従事する場合で学長が特に必要と認めた場合</u>の労働契約は、契約期間満了時の業務量、勤務成績・態度、能力、予算状況及び従事している業務の進捗状況等を勘案し、<u>当該プロジェクト等終了まで更新</u>することができるものとする。ただし、<u>非常勤職員としての当初の採用日から5年を超える</u>ことはできない。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的及び効力)</p> <p>第1条 この規則は、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第89条及び東京農工大学職員就業規則第4条第2項の規定に基づき、<u>国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)</u>が<u>期間の定めのある労働契約(以下「<u>有期労働契約</u>」という。)</u>により雇用し、<u>常時勤務を要しない職員(以下「非常勤職員」という。)</u>の就業に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2章 人事</p> <p>第6条の3 前条の規定により期間の定めのない労働契約に転換した非常勤職員については、引き続きこの規則を適用するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(労働契約の更新)</p> <p>第7条 非常勤職員の労働契約は、契約期間満了時の業務量、勤務成績・態度、能力、予算状況及び従事している業務の進捗状況等を勘案し、原則として<u>非常勤職員としての有期労働契約の期間(労働契約法第18条第2項の規定により通算契約期間に算入しないこととされている期間(以下「<u>通算契約除外期間</u>」という。)</u>を除く。)の始期から3年を超えない範囲内において更新することができるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>別表第5号から第15号まで及び第20号(看護に関する業務に従事する者を除く。)</u>に掲げる非常勤職員であって、<u>有期の教育・研究プロジェクト等において教育又は研究の業務に従事する者の労働契約は、契約期間満了時の業務量、勤務成績・態度、能力、予算状況及び従事している業務の進捗状況等を勘案し、当該プロジェクト等終了まで更新</u>することができるものとする。ただし、<u>本学との有期労働契約の期間(通算契約除外期間及び大学に在学している間に本学と有期労働契約を締結していた期間を除く。)</u>の始期から10年を超えることはできない。</p>	

3 第1項の規定にかかわらず、事務補佐員、技術補佐員、技能補佐員及び臨時用務員(以下「事務補佐員等」という。)については、別に定める勤務評価の結果、一定の評価基準に達した場合で、契約期間満了時の業務量、勤務成績・態度、能力、予算状況及び従事している業務の進捗状況等を勘案し、当初の採用日から3年を超えて1年以内の労働契約の更新をすることができるものとする。ただし、非常勤職員としての当初の採用日から5年を超えることはできない。

4・5 (略)

6 第1項の規定は、学校医、科研費等研究支援アシスタント、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント及びスーパーリサーチ・アシスタントには適用しない。

(雇用年齢)

第8条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定は、学校医、科研費等研究支援アシスタント、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント及びスーパーリサーチ・アシスタントには適用しない。

(退職)

第13条 (略)

2 期間の定めのない非常勤職員は、第8条第1項又は第2項に規定する年齢に達した日の属する年度の末日をもって退職とする。

別表

非常勤講師
シニアプロフェッサー
インストラクター
学校医
非常勤研究員
科研費等研究支援研究員

3 第1項の規定にかかわらず、事務補佐員、技術補佐員(看護に関する業務に従事する者に限る。)、技能補佐員及び臨時用務員(以下「事務補佐員等」という。)の労働契約は、別に定める勤務評価の結果、一定の評価基準に達した場合で、契約期間満了時の業務量、勤務成績・態度、能力、予算状況及び従事している業務の進捗状況等を勘案し、本学との有期労働契約の期間の始期から3年を超えて1年の範囲内において更新をすることができるものとする。ただし、本学との有期労働契約の期間(通算契約除外期間を除く。)の始期から5年を超えることはできない。

4・5 (略)

6 第1項の規定は、学校医、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント及びスーパーリサーチ・アシスタントには適用しない。

(雇用年齢)

第8条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、学校医、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント及びスーパーリサーチ・アシスタントには適用しない。

(退職)

第13条 (略)

2 期間の定めのない労働契約に転換した非常勤職員は、第8条第1項又は第2項に規定する年齢に達した日の属する年度の末日をもって退職とする。

別表

番号	職名
<u>1</u>	非常勤講師
<u>2</u>	シニアプロフェッサー
<u>3</u>	インストラクター
<u>4</u>	学校医
<u>5</u>	非常勤研究員

科研費等研究支援アシスタント	6 産学官連携研究員
科研費等研究支援技術員	7 研究支援推進員
産学官連携研究員	8 寄附講座教員
研究支援推進員	9 特別研究員
寄附講座教員	10 特任教授
特別研究員	11 特任准教授
特任教授	12 特任講師
特任准教授	13 特任助教
特任講師	14 特任助手
特任助教	15 特別研究助教
特任助手	16 ティーチング・アシスタント
特別研究助教	17 リサーチ・アシスタント
ITP 研究員	18 スーパーリサーチ・アシスタント
ティーチング・アシスタント	19 事務補佐員
リサーチ・アシスタント	20 技術補佐員
スーパーリサーチ・アシスタント	21 技能補佐員
事務補佐員	22 臨時用務員
技術補佐員	23 再雇用職員
技能補佐員	
臨時用務員	
再雇用職員	

附 則(規則第3号)

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 7 条第 2 項の規定の適用を受ける非常勤職員のうち、平成 25 年 3 月 31 日以前から在職していた者の非常勤職員としての有期労働契約の期間は、第 7 条第 2 項ただし書の年数に通算するものとする。